# 外国送金等外国為替取引をご利用のお客さまへ

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

当行では「外国為替及び外国貿易法」および「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に加え、「米国 OFAC 規制」等、各国関連法規制等を遵守するとともに、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与を防止する態勢の強化に努めております。

つきましては、お客さまからご依頼を受けた外国送金等が「外国為替及び外国貿易法」における規制取引および「米国 OFAC 規制」の対象取引に該当しないこと、ならびにご送金の受取人(法人の場合は実質的支配者を含みます)が資産凍結等経済制裁対象者に該当しないことを確認するとともに、受取人とのご関係、送金の原資、送金目的等を厳正に確認するため、ご説明や確認資料のご提示をお願いいたします。(海外から送金を受けられた場合も、お受取理由、送金の相手方とのご関係、受け取られる資金の使途等を確認させていただきます。)

当行が依頼したご説明や確認資料のご提示にご協力いただけない場合のほか、ご説明や資料のご提示の結果、当行の判断によりお取引をお断りする場合がございますので予めご了承願います。

1. 「外国為替及び外国貿易法」に基づく支払等規制について

「外国為替及び外国貿易法」第17条に基づく銀行等の確認義務の適正な実施のため、お客さまのお取引が以下の規制に該当しないことを確認させていただきます。

外国為替及び外国貿易法に基づく支払等規制(北朝鮮・イラン関連抜粋)

### 北朝鮮の「貿易に関する支払規制」

- ・北朝鮮を原産地または船積地域とする全ての貨物の輸入または仲介貿易に係るもの (2006 年 10 月 14 日実施)
- ・北朝鮮を仕向地とする貨物の仲介貿易に係るもの (2009 年 6 月 18 日実施)

# 北朝鮮の「資金使途規制」

・「北朝鮮の核関連計画等に貢献し得る活動」に寄与する目的で行われるもの (2009 年 7 月 7 日実施)

### 北朝鮮に対する「支払の原則禁止」

・人道目的かつ 10 万円以下の場合を除き、北朝鮮に住所等を有する者に対する支払の原則禁止 (2016 年 2 月 26 日実施)

#### イランの「資金使途規制」

・「イランの核活動等に関連する活動」に寄与する目的で行われるもの (2016年1月22日実施) また、ウクライナ情勢をめぐる「外国為替及び外国貿易法」に基づく措置への対応として、次の規制に該当しないことを確認させていただきます。

# ウクライナ情勢をめぐる「外国為替及び外国貿易法」に基づく措置

### 特定の団体により株式等を50%以上所有されている団体への支払

・資産凍結等の措置の対象となるロシア・ベラルーシの団体(ロシア中央銀行を除く。)団体により株式の総数又は出資の総額の50%以上を直接所有されている団体

### 証券の発行等に関する規制対象取引等

- (1)ロシアの政府その他政府機関等が発行した証券の取得又は譲渡
- ②ロシアの政府その他政府機関等による本邦における証券の発行又は募集
- ③ロシアの特定銀行(当該銀行により株式の総数又は出資の総額に占める割合の百分の五十以上を直接に所有されている団体(本邦内に主たる事務所を有する団体を除く。)を含む。)による本邦における証券(償還期限の定めがある場合、30日超のものに限る。)の発行又は募集
- ④上記②及び③に掲げる発行又は募集のための労務又は便益の提供

# 技術提供・サービスに関する規制対象取引等

- ①ロシア・ベラルーシの居住者等に対する輸出禁止措置に関連する技術の提供(2022年3月18日以後に開始される取引に限り、公知の技術を提供するものを除く。以下②に置いて同じ。)
- ②ロシア・ベラルーシの特定団体に対する技術の提供
- ③ロシアの居住者等に対する信託業に係る労務又は便益の提供(2022年9月5日以後に開始される取引に限り、本邦居住者による出資比率が10%以上の法人等、本邦居住者との間に永続的な経済関係がある法人その他の団体に対し提供するものを除く。以下④において同じ。)
- ④ロシア法人等に対する会計・監査・経営コンサルタント業に係る労務又は便益の提供
- ⑤ロシア法人等に対する建築及びエンジニアリング・サービスに係るの労務又は便益の提供
- ⑥上記③のうち、ロシア居住者等との間の信託契約(当該ロシア居住者等から受託するものに限る。)に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引については、別途、資本取引として規制対象。

# 対外直接投資(※)に関する規制対象取引等

- ①ロシアにおいて行われる事業に係る対外直接投資(2022 年 5 月 12 日以後に開始される対外 直接投資に限る。以下同じ。)
- ②ロシア法人等及びロシア法人等に実質的に支配されている法人により外国において行われる 事業に係る対外直接投資
  - ※出資比率が 10%以上の外国法人に対するものなど、外国法人等と永続的な経済関係を樹立するために行われる証券の取得、金銭の貸付、支店・工場等の設置・拡張に係る資金の支払が対外直接投資規制の対象。また、居住者が非居住者と共同設立する組合その他の団体への上記 i 及び ii に相当する支払についても規制対象。

#### ロシア産原油又は石油製品の価格上限に係る資本取引に関する規制

・ロシアを原産地とし、海上において輸送される原油又は石油製品の上限価格を超える輸入に 関連する金銭の貸付契約又は債務の保証契約に基づく債権の発生等に係る取引の禁止

(原油:2022年12月5日、石油製品:2023年2月6日より実施)

### 「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」について

2024 年 3 月 26 日に、財務省、外務省、警察庁、経済産業省など関係省庁から「北朝鮮 IT 労働者に関する企業等に対する注意喚起」が公表されました。

北朝鮮のIT 労働者が身分をなりすますなどして、オンラインのプラットフォーム等を利用することにより、ソフトウェア開発などの業務を受注し、その報酬を核・ミサイル開発の資金源として利用している可能性があるとして、日本企業に対し注意が呼びかけられています。

当行においても、お客さまのお取引の内容や状況等に応じて、関係省庁から注意喚起により求められている対策を取られているか等について、個別にお伺いする場合があります。

関係省庁のウェブサイトにも詳細が掲載されていますので、あわせてご確認ください。

※財務省ウェブサイト(https://www.mof.go.jp/policy/international\_policy/gaitame\_kawase/press\_release/20250820142003.html)

#### 2. 米国 OFAC 規制について

米国の財務省外国資産管理室(OFAC)は、外交政策・安全保障上の目的から、米国が指定した国・地域や特定の個人・団体等について、取引禁止や資産凍結等の措置を講じています。 (「OFAC 規制」)

当行では、お客さまのお取引が米国法規遵守の観点から「OFAC 規制」にかかる取引に該当しないことを確認させていただきます。

お取引内容の確認につきましては、当行の調査とは別に、送金経由銀行等が別途独自の調査を実施する可能性があります。

また、直接的な送金人や受取人が制裁対象者に該当しない場合でも、送金の背景にあるお取引の関係当事者(受取人の実質的支配者等)や関係地等が制裁対象である場合は、当該送金取引も制裁対象に該当することとなります。

#### 3. 外国送金に際しての留意事項について

# (1)送金目的

- ・送金目的は英文で具体的に記載してください。
- ・次の場合は目的の詳細として「商品名」も記載してください。

送金目的	目的詳細	記載例
貿易	商品名記載要	IMPORT(SALMON,CLAM)
仲介貿易		INTERMEDIARY TRADE (GARMENTS)
委託加工費		PROCESSING FEES (CAR PARTS)
貨物·旅客運賃		FREIGHT (METAL ORE)
業務委託費		OUTSOURCING COST(SOFT WARE)
検査費用		INSPECTION COST (ELECTRONIC PARTS)
修理•修繕費		REPAIR COST (CONSTRUCTION MACHINES)
販売手数料		SALES COMMISSION(SOFT WARE )

#### (2)原産地及び船積地

- ・輸入代金又は仲介貿易取引の支払いを行う場合は、必ず原産地及び船積地を記載してください。
- ・特に北朝鮮の近隣国(中国※、韓国、ロシア)向けの場合、船積地は船積を行った都市名まで記載してください。
  - ※香港、マカオを含みます。

# (3)エビデンス

- ・受取人住所や船積地が北朝鮮の近隣都市※ の場合や商品(あさり、うに、さるとりいばらの葉、まつたけ等)によっては、当行が北朝鮮関連でないことを確認するため、「原産地証明書」「インボイス」「船荷証券」「輸入許可証」等のご提示をお願いします。
  - ※北朝鮮の近隣都市: 丹東 (Dandong)、延吉 (Yanji)、琿春 (Hunchun)、東港 (Donggang)

### (4)受取人

- ・受取人名において、ミドルネーム等を省略している場合はフルネーム(正式名称)をご確認の うえ、原則フルネームを記載してください。(省略した受取人名が口座名義となっている場合 はフルネームと口座名義双方の記載をお願いします。)
- ・受取人が法人の場合は、当該法人の実質的支配者が経済制裁対象者に該当しないことを 確認させていただきます。

#### (5)受取人住所

・受取人住所が「PO BOX」となっている場合につきまして、「PO BOX」は郵便配達のための連絡先(私書箱)であり、実際の受取人住所と異なることから、受取人が実際に居住されている住所の確認も行っていただき、実際に居住(法人の場合は所在)されている住所を記載願います。

以上

